**令 和 ４ 年 度**

**事 業 計 画 書**

 　　　　　　　　　　　　　　**社会福祉法人波賀の里福祉会**

**特別養護老人ホームかえで園**

**デイサービスセンターかえで園**

**かえで園居宅介護支援センター**

**特別養護老人ホームメープルホーム**

**デイサービスセンターメープルホーム**

**令和4年度 社会福祉法人 波賀の里福祉会事業計画**

**経営の基本理念**

　１．福祉はいつでも全ての人のために

　１．地域の需要に対応したサービスの提供

　１．高齢者福祉と先進福祉の実践

**経営の基本方針**

　１．「今日一日楽しかった。来てよかった。」と言われるサービスに努めます

　１．情熱をもって心を一つにし、介護・看護に精通した施設づくりに努めます

　１．地域に生きる、生かされる施設として施設・家族・地域が連携し、ふれあい・交流を通し

　　　て共に伸展する施設づくりに努めます。

**サービス目標**

 １．優しさと笑顔で迅速、誠実な対応をこころがけます。

 １．やすらぎと温もりのある、安心安全の福祉サービスに努めます。

 １．利用者様、ご家族様との交流を深めます。

**事業計画**

 １．生活感あふれる施設づくり。

 １．楽しく明るい食事の雰囲気づくり。

 １．安心・安全・快適・清潔な環境づくり。

 １．地域と家庭とのコミュニティーづくり。

 **処遇方針**

 １．利用者様の尊厳とプライバシーの保護

 １．事故防止と身体拘束の廃止

 １．在宅福祉の推進

 １．明るい接遇と報告、連絡、相談の励行

 １．職場に誇りを持ち、楽しく働く心の醸成

**１．役員会等開催計画**

|  |  |
| --- | --- |
| 開催年月 | 協議内容 |
| 令和4年6月 | 令和3年度事業及び決算報告・監事監査報告理事会定時評議員会、評議員選任解任委員会、理事会、評議員会 |
| 令和5年3月 | 理事会、評議員会（新年度事業計画案・新年度予算案） |
| 随時 | 経営・運営等の現況報告、補正予算等 |

　 監事による監査

　　　　令和4年5月　　前年度収支決算、事業内容等の監査

**２．役員研修**

　　　　兵庫県社会福祉協議会主催等の法人役員研修会への積極的参加

**３．事業所の連携【円卓会議】**

　　　毎月1回、かえで園、メープルホームの事業進捗状況、実績検討等を話し合う円卓会議を開催し、運営体制の強化を図る。同時に、両施設の同職種の交流の場として様々な課題について意見交換し、より良いサービス提供ができるよう努める。

**４．職員の処遇及び人材育成**

　　　・職員人材の確保・定着の推進

　　　・「介護職員処遇改善加算」キャリアパスを策定し、職員に周知し、介護職員の賃金改善

を行う。

**５．顧客満足**

利用者、家族が日頃、施設に対してどのような印象を持ち、満足されているのか評価する。

分析結果をもとに施設の資質向上、改善へと繋げていく。

　　① ご意見箱の設置

 　 玄関に「皆様のご意見をお聞かせ下さい」「施設長へのご意見をお聞かせ下さい」用紙、意見　　箱を設置し、意見を求めています。ご意見への回答は玄関掲示板にて掲示します。

 　　 ② 顧客満足度調査の実施

 　 各部署において利用者、家族よりアンケート用紙によりご意見をお伺いし、よりよい施設運　　　営に繋げます。

 　③ クレーム・ご意見への対応

 　　 口頭・電話でのクレーム・ご意見に対し全職員が受付できる体制づくりに努めます。

　　④ 苦情解決責任者、苦情受付窓口、第３者委員の設置

 　 利用者、家族からの苦情要望に対し迅速に解決できるように各苦情受付担当者を設置して

 　 います。

**令和４年度 特別養護老人ホームかえで園事業計画**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(**短期入所を含む**)

**１．運営目標**

・サービス利用にあたり利用される方の選択と自己決定を基本とし、サービス利用者の相談に応じ、ニーズに即した選択と自己決定を支援します。

・求められるサービスを的確に提供するため自己研鑽により研修に励み専門性の向上に努めます。

・地域社会の一員として、また専門職としての自覚をもち、保健・医療等関連分野との連携を強化し、地域福祉推進に努めます。また地域福祉のニーズに応えるべく、居宅における要介護者等に適切かつ迅速なサービスを提供します。

　 ・利用される皆様に安心して生活いただけるよう生活環境の向上に努めます。

　 ・利用者、家族様からの苦情、要望に対し迅速に解決できるように努めます。

 ・数値目標 ： 入所稼働率９８％、短期入所稼働率９７％

**２．処　遇**

 ①　食　事

・食生活の重要性を認識し、利用者ひとりひとりの嗜好、身体状況に配慮した食事の提供に努める。食事は利用者が健康で楽しい生活を送る上でもっとも大切なものなので、季節・行事食（おせち、クリスマスオードブル、鍋料理等の提供）にも配慮する。

・希望があれば、面会に来られた家族と利用者が、一緒に落ち着いた空間で施設の食事、又は持ってこられた食事を食せる体制をとる。

・適時、適温に配慮し、提供する。

・食堂での食事に努める。離床を促すだけでなく、利用者同士の交流の場として衛生的な食堂で美味しく楽しく食べられるよう努める。

・利用者ひとりひとりの状態に応じ自力摂取できるよう努める。主食(普通、全粥、おもゆ、ミキサー、パン粥)、副食(普通、一口大、キザミ、ミキサー)は複数の形態で提供する。また糖尿病等疾病に配慮したものや代替食も準備すると共に、摂取・嚥下障害のリスクの 高い利用者に対する安全で食べ易い食事形態・調理方法の確立に取り組む。

・残存機能を最大限に活用し個々にあった食事介助を行う。体調不良時は居室で食事ができる。

・嗜好調査により利用者の希望のあった献立を提供する。通常の献立で提供しにくいものはかえで祭りや忘年会等の行事食時に可能な限り提供する。

・おやつは数種類から選択できる。

 ②　入　浴

 入浴により清潔を保つこと。又、精神衛生にも効果が高いため利用者が爽快でゆとりのある入浴ができるよう努める。６月に菖蒲湯、１２月にゆず湯を実施。

・利用者にあった入浴の提供(車椅子浴、一般浴)とプライバシーの保護に努める。

・衣類の着脱、洗濯等本人の残存機能の維持拡大に努める。

・観察力の強化に努め、入浴時の事故防止と看護職員との連携を図る。

・入浴後の水分補給を確実にする。

・入浴できない人には清拭を実施する。

 ③　排　泄

 生きていくために必要不可欠な生理現象であり、体調がチェックできる健康のバロメーターである。快適な排泄援助に心がけ、プライバシーの確保、声かけ等の接し方にも十分留意し、排泄後は、爽快感、清潔感が得られるよう努める。

・排泄の自立を働きかけると共に、トイレでの介助を念頭にオムツはずしに心掛け、介助する。

 ・排便、排尿確認、状況に応じポータブルトイレ等を使用し、適切な排泄介助を行う。

 ・夜間安眠にも配慮する。

　④　健康管理

 利用者が健康で快適な生活が営めるよう、疾病の早期発見・早期対応に努め、生活の自立度を低下させないよう援助する。日々細やかな観察で日常とは違う変化に気付くよう努め、配置医師、協力病院への連絡、職員間の情報交換を図りながら健康維持に努める。

 様子観察の結果異常が認められたときは直ちに配置医師へ状況を報告し、必要な場合は受診し、治療または入院等の適切な処置をとるものとする。

 ・体重測定 毎月1回（最終週）

 ・血圧測定 毎週2回入浴時及び体調に変化が見られたとき体温、血圧、脈拍の測定を実施する。

 ・定期健康診断 年1回胸部レントゲン撮影、心電図検査、血液検査。健診結果に応じ配置医師の指示により随時再検査を実施する。

・週１回、配置医師による定期回診を行い、健康管理にあたる。

　　・服薬は配置医師の指示に基づき薬品を看護職員が管理し、病状に応じ服薬する。

 ・歯科、眼科、精神科等の専門医師の診療に関してはその都度通院を行う。

 ・常時医師管理が必要な場合は、配置医師、協力医療機関へ相談する。

・感染症対策　新型コロナウイルスとして、マスクの着用、手洗い、うがい、消毒の遂行等の周知を行うとともに、管内、市内の状況を確認しながら、配置医師と相談し、迅速な予防対策に努める。インフルエンザ、疥癬や食中毒、ノロウイルスの予防にも努める。感染症対策委員会を設置し、予防に努め、配置医師の指示のもと速やかに対応できる体制をつくる。

・重篤な状態や終末期にはいった場合、利用者、家族の意思を尊重し、家族と配置医師及びスタッフと連携を保ちながら、人生の最期の時までその人らしさを維持できるよう努める。

・脱水予防、水分補給の徹底。食事以外に個々の状態に応じた水分補給をできるよう努める。

 水分補給時に、カルピス、紅茶を提供し水分摂取量の増加に努める。

 ・ショートステイ利用者への対応　個々の利用者の状態を把握し、それぞれに応じた対応を行う。

 ・健康手帳の記録 個人ごとの手帳に記録し健康管理に活かす。

 ・職員の健康管理 年1回職員健康診断を実施する。但し、夜勤業務従事者については年2回実施する。 腰痛検査年2回　日々職員の健康管理・指導に努める。

⑤　環境整備

施設内の美化と身辺整理に努める。定期的な消毒、換気、通気に注意し、館内の衛生を保つとともに、加湿器により、湿度を保ち、感染予防に努める。

・シーツ交換、ベッドメイキングは確実に行う。

・利用者の状態、生活習慣に合わせ、居室の移住空間を整える。

　⑥ 機能回復

 機能訓練指導員を中心とし、健康維持・増進を図るとともに関節の拘縮、血行障害の緩和・予防のため生活リハビリを実施。利用者の希望・身体に応じて訓練を実施する。

　　 ・歯科医師との連携を図り、口腔機能維持に努める。

　　 ・個別ケアのもと、拘縮予防、姿勢保持、歩行・立位訓練を行う。

**３．教　育・研　修**

　 継続的な学習により知識や技術に“心”を加え、老人福祉施設職員として専門性を確立し、資質向上を図る。園外研修に参加し、新しい知識や手法を積極的に取り入れ専門知識の習得を図る。

① 園内研修

　　 ・研修委員会を中心に月１回実施する　（感染症、虐待、介護技術）

　　 ・外部研修の報告を兼ねて、講師を行い、全職員に内容を広める

　② 外部研修

　　 ・外部研修案内を回覧、アンケートを実施し、職員が積極的に参加する

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 事務所 | 特養（介護・看護） | 栄養士 |
| ４ |  | 園内研修 |  |
| ５ |  | 園内研修 |  |
| ６ | 社会保険算定基礎説明会 | 園内研修（感染症） | 合同施設給食施設協議会・研修会 |
| ７ |  | 園内研修（虐待） | 兵庫県給食施設協議会・研修会相互支援ネットワーキング |
| ８ | 理事長研修会 | 園内研修 |  |
| ９ | 会計研修 | 園内研修 | 合同施設給食施設協議会・研修会 |
| １０ | 施設長研修会 | 園内研修（感染症） | 相互支援ネットワーキング |
| １１ |  | 園内研修（虐待） | 相互支援ネットワーク訓練 |
| １２ |  | 園内研修 | 給食施設協議会・全体研修会 |
| １ |  | 園内研修 |  |
| ２ | 監事研修、施設長研修 | 園内研修 | 中・西播磨給食施設協議会・会議相互支援ネットワーキング |
| ３ |  | 職員自己評価・個別指導 |  |
|  |
| 月 | 通所介護 | 居宅介護 | 合同 |
| ４ | デイ園内研修 | 介護保険サービス従事者研修会 | 防火教育 |
| ５ | デイ園内研修 | 介護保険サービス従事者研修会 | 昼間想定避難訓練 |
| ６ | デイ園内研修 | しそうケアマネ研修会 |  |
| ７ | デイ園内研修 | 介護保険サービス従事者研修会 |  |
| ８ | デイ園内研修 | 介護保険サービス従事者研修会 | 夜間想定避難訓練 |
| ９ | デイ園内研修 | 介護保険サービス従事者研修会 |  |
| １０ | デイ園内研修 | 介護保険サービス従事者研修会 |  |
| １１ | デイ園内研修 | 介護保険サービス従事者研修会 | 防災訓練 |
| １２ | デイ園内研修 | 認知症学習会 |  |
| １ | デイ園内研修 | 介護保険サービス従事者研修会 |  |
| ２ | デイ園内研修 | しそうケアマネ研修会 | 夜間想定避難訓練 |
| ３ | デイ園内研修 | 介護保険サービス従事者研修会 |  |

**４．防災計画**

 所轄消防署、消防団の協力を得て、訓練内容の充実や日常の啓蒙を図り、地震、火災等災害に対　 する安全確保に努めます。

 防災訓練を全職員で実施し、生命維持管理体制の充実を図ります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施日 | 訓練項目 | 訓練内容 |
| 入社1ヶ月 | 防火訓練 | 新任職員中心に防火知識の向上を図る |
| ８・２月 | 通報訓練 | 消防機関（１１９）への通報要項及び火災発生時の連絡 |
| ８月 | 防災訓練 | 災害発生に対し、避難、救助、伝達等の訓練を連携し行う |
| ５・１１月 | 総合訓練 | 昼間の火災発生に対し消火、通報、避難、誘導の訓練を連携して実施し必要と認める場合は消防機関への指導を要請する |
| ５・１１月 | 消火訓練 | 消火器具の取り扱いを習熟し、初期消火訓練を行う |
| ８・２月 | 総合訓練 | 夜間の火災発生に対し消火、通報、避難、誘導の訓練を連携して実施し必要と認める場合は消防機関への指導を要請する |

　　自衛防火組織表

自 衛 消 防 隊 長

 施 設 長

自衛消防副隊長

指揮班長

防火管理者

通　報　班

　　　　　　　　　　　　 事務職員

消　火　班

　　　　　　　　　　介護支援専門員

避 難 誘 導 班

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　主任介護職員

安　全　班

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　副主任介護職員

救　護　班

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　看護職員、管理栄養士

**５．年間行事予定**

 利用者に楽しんでいただき、充実した日々が過ごせるよう利用者のニーズを細かく把握し、綿密 な計画の上で職員が充分に内容を把握し、協力し運営する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月 | 行事名 | 定例（サブ）行事 |
| ４ | 花見会 | 桜花見散歩 |
| ５ | メイクアップ　ネイル | 母の日・ドライブ |
| ６ | 節句（菖蒲湯） | 父の日 |
| ７ | 七夕会 | そうめん流し |
| ８ | ふれ愛かえで祭 | お祭りマンボ |
| ９ | 敬老会　メイクアップ | 波賀幼稚園運動会観覧 |
| １０ | 運動会　お祭りマンボpart２ | 紅葉観覧散歩 |
| １１ | 紅葉狩り　秋の大収穫祭 | 紅葉観覧散歩 |
| １２ | クリスマス会　年忘れカラオケ大会 | ゆず湯 |
| １ | 新年会　 | 初詣　干支引渡 |
| ２ | 節分 | バレンタインデー |
| ３ | ひな祭り | ホワイトデー |
| 日課 | ○朝の体操（ラジオ体操）　○余暇活動 |
| 毎月 | ○体重測定　○誕生会　○喫茶会　 |
| 適期 | ○散髪 |

※日程は都合により若干変更する可能性もあります。

※新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、感染症予防を講じて実施する。

クラブ活動

 利用者の意思を確認し参加を勧め、運営していく。興味が湧くよう、また進んで参加していただけるようなプログラムを計画していく。運営する者も自主性を損なわないよう自主的に参加できるようニーズの把握、内容の充実を図る。

○文芸クラブ(2回／月)

 　　手を動かす、言葉を聞く、字を書くことにより、身体機能の維持につなげる。

 過去～現代の文芸に触れることにより、記憶を残存させ考える意思を保つ。

＊カルタ、銭太鼓等

○手芸クラブ（2回／月)

　 自分の力で作り、作品を創作する喜びを感じる。月のカレンダーを作ることで、季節、時の流れ　を実感してもらう。活動を通し交友関係を広げる場となるよう働きかける。

　 ＊塗り絵、ちぎり絵等

　 ○運動クラブ(2回／月)

 体を動かす喜び、楽しさを感じてもらう。互いに協力しあう事で、交友関係を広げる機会にする。 身体機能の維持につなげると共に、前向きな心を持ってもらえるような場を提供する。　　　　＊風船バレー、輪投げ、ボーリング等

　 ○音楽クラブ（4回／月）

 　　昔の歌や童謡を歌うことにより、思い出等を懐かしめる場を提供する。声を出すことで、ストレス発散、気分転換ができる。また、自己の達成感や喜びを認識する。歌の他、楽器等にも触れることにより、残存機能を活性させる。

＊カラオケ、音楽、音楽ビデオ鑑賞等

 ○外出クラブ（適期）

 外出機会を提供し、生活の活性化を図る。他、天気の良い日にベランダで日光浴を行ったり、かえで園付近を散歩したりすることにより、外気に触れ、風、空気を感じてもらうことにより、気分のリフレッシュを図る。

**６．各種委員会の運営**

 各種委員会において課題を明確にし、各々取り組んでいく。

 職員が責任を持って委員会に従事できる体制づくりに努める。

 委員会同士の連絡を密にし、連携して問題に取り組んでいく。

**７．職員会議**

 ○ かえで会議　第2火曜日 施設長、副施設長（特養・デイ・支援）、事務次長、介護主任、

介護副主任　看護主任、介護支援専門員、生活相談員

　 ○ 朝礼 　 毎日AM 9:00～ 生活相談員、管理栄養士、看護職員、介護職員

　　○ 職員会議 　第2木曜日 施設長、副施設長、介護職員、介護支援専門員

　　○ ケース会議 月2～3回　 生活相談員、看護職員、担当介護職員、管理栄養士、介護支援専門員

　　○ 給食会議 2ヶ月に1回　施設長、調理員、管理栄養士、生活相談員、担当介護職員

 　　《 会議にあたっての留意事項 》

 　　　 １ 会議の種類と内容を把握すること。

　　　　　２ 問題意識をもって参加し、謙虚な姿勢で人の意見を受け入れていくこと。

　　　　　３ 秘密事項を他にはもらさないこと。

**８．日　課**

 　排泄介助 4:00 排泄介助 13:15

 　　　起床洗面介助 6:30 行事･クラブ･レク 14:00

 　 朝食介助　　 8:00 おやつ 15:00

 　 排泄介助　 　 9:00 排泄介助 17:00

 　 ラジオ体操 9:00 夕食介助 18:00

 　 入浴（月～土） 　9:30～16:00 口腔清潔 19:00

 　 掃除、レク等 10:00 　 　就寝・消灯介助 21:00

 　 排泄介助 10:30 排泄介助　　　 22:00

 　 昼食介助 　　 12:00 排泄介助　　 　 1:00

**９．実習生受入れ**

 　実体験の場として、積極的な実習生の受入れをし、共に学ぶ福祉の役割を担う。

 実習内容については実習マニュアルを基に実習担当指導員が計画・実施する。

　 ※新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、受入れを行う。

**10．地域との交流、地域貢献**

　 　 地域の方々に積極的に当園を公開し、理解・関心を深めていただき、気軽に相談できる態勢をつくるよう努める。地域の方々や団体との協力・交流を図り、福祉・介護のプロとして、地域のニーズに合わせた「地域貢献」を提供する。

　　　※新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、外部との交流を行う。

○ボランティアの受入れ

　　　近隣幼稚園、小学校・中学校等の生徒と交流を促進し、社会福祉協議会をはじめいろいろな関係機関と連絡調整し、個人、団体を問わず、ボランティアを積極的に受け入れ、地域社会および一般に広く理解されるよう、又地域福祉向上に努める。

 　　　内　容　　　　　　　　：　掃除、行事手伝い、踊り等

　　　　主なボランティア団体　：　波賀幼稚園、波賀小学校、波賀中学校、みどり保育園、

○利用相談・施設見学

 施設利用希望者に対しては細やかな相談を受ける。利用前には施設見学を奨め、利用者家族の自己選択を支援する。

○ご家族との連携

 ・常に利用者の状態をご家族等に知らせ、連携を深めます。

 ・面会や外出外泊への協力、ご家族との連携により利用者の精神的安定を図ります。

 ・機関誌の発行により施設への理解を深めていただきます。

○地域貢献

　　・自治会の会合や地域の集まり、その他必要とされる場所に、施設職員（看護師、介護福祉士、介護支援専門員、歯科衛生士、管理栄養士等）を講師として無償で派遣します。

・職員は、自らの知識や経験を活かし、その場のニーズに寄り添った、介護者教室や介護予防の講座等を行います。

**11．職員配置**

施設長 １名 　事務次長 １名 　事務員 １名　 看護職員 ７名 　介護職員 ２５名

生活相談員 １名 機能訓練指導員 １名 介護支援専門員 １名　　 管理栄養士 １名 配置医師　２名

**12．令和4年度の取り組み**

　 　・利用者様が安心して生活できる環境をつくる。

　　 ・個々の利用者様のニーズに沿った自立支援を行う。

　　 ・職員間で互いを尊重し、声をかけ合うことで意思統一を図り、円滑なチームケアの充実につなげる。

　　　　①知識・技術の向上に向け、積極的に研修、講習を行う

　　　　②ケアプランに沿った、統一したケアを展開する

　　　　③看取り介護、口腔衛生の充実

　　 ・新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、県、市の通達に従い、利用者の安全を第一に考え対応していくが、利用者の生活の充実とご家族の思いに寄り添えるよう努める。

①　オンライン面会の積極的導入（館内Wi－Fiの活用）

②　各々の利用者様の園での様子を写真付きの手紙などでご家族に送付する。

③　面会が可能な時は、確実な検温、消毒、問診を行い、予防対策しながら面会していただく。

**令和４年度 デイサービスセンターかえで園事業計画**

**１．基本方針**

　　可能な限り、居宅において自立した生活ができるよう、また、介護予防の観点から入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活の支援を行い、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。また、地域社会、医療・福祉諸機関との連絡を密にし、利用者によりよいサービスが提供できるように努める。

**２．サービス内容**

　　送迎サービス、給食サービス、栄養マネジメント、口腔機能向上、入浴サービス、排泄介助、健康チェック、生活指導、衛生指導、認知症ケア、個別機能訓練、日常動作訓練、運動器機能向上、レクリエーション、その他（介護者教室など）

**３．営業日**

　　月曜日～土曜日（日曜日・お盆・正月・祝祭日は休園）

**４．営業時間**

　　午前9時～午後5時

　　但し、要望により午前8時からの受入れに応じる

**５．利用人数**

　　定員３５名

 数値目標 ： 要介護2４名　要支援3名／日

**６．日課**

　　　８：３０　　送迎車出発、利用者受け入れ準備

　　　９：３０　　送迎車到着

　　　　　　　　　健康チェック（体温、血圧、体重測定、体調確認）、排泄確認

　　　　　　　　　ミーティング（利用者の健康状態等の情報交換・業務内容確認）

１０：００　　一般入浴、特殊入浴、足浴、排泄誘導、水分補給（1日5回以上提供）

　　　　　　　　　体操、レクリエーション

　　　　　　　　　個別機能訓練、運動機器機能向上、健口体操

　　１２：００　　昼食（配膳・下膳・食事介助・投薬）、口腔ケア、休養

　　１４：００　　一般入浴、足浴、排泄誘導、歩行訓練

　　１５：３０　　ティータイム、排泄誘導

　　１６：００　　送迎車出発、清掃

　　１７：００　　ミーティング(一日の反省・翌日の利用者確認・記録)

　　１７：３０　　業務終了、戸締り

**7．行事・介護者教室**

　　4月　　お花見会　　　　　　　　　10月　　運動会

　　5月　　宝探し　　　　　　　　　　11月　　作品展　ふれあいサロン

　　6月　　ふれあいサロン　　　　　　12月　　クリスマス会

　　7月　　夏祭り　　　　　　　　　　 1月　　初詣　新年会

　　8月　　ふれあいサロン　　　　　 　2月　　節分

　　9月　　敬老会　　　　　　　　　　 3月　　ひな祭り

　　　その他、毎月誕生会、介護者教室、介護相談、見学会、散髪(２ヶ月１回程度)、

　銭太鼓教室(月1回)を開催します。

　　＊新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、感染予防対策を講じて実施する。

**８．防災計画**

　　火災発生防止に万全を期し、定期的に特養と合同で避難訓練を実施する。

**９．職員配置**

　　所長(管理者)1名　　副所長１名　　看護職員２名　　生活相談員２名　　介護職員７名

　　管理栄養士１名

**10．職員研修**

　　職員の資質向上を図るため園外及び園内研修への積極的な参加を促し、研修成果を発表する場を設ける。

　　月１回デイサービス職員による研修会を行い資質の向上を図る。

　　　＊新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、参加を検討する。

**11．デイサービス事業目標**

　　　今日一日楽しかった、来てよかった。と言われるデイサービスに向けて

　　　　・利用者様と職員及び職員間のコミュニケーションの充実を図り、情報を共有する。

　　　　・介護や医療の専門的な知識を深め、適切な対応ができるように向上心を持つ。

　　　　・利用者様のデイでの過ごし方に目を向けて、利用者間での交流が深まる居心地の良い環境を提供する。

**令和４年度 かえで園居宅介護支援センター事業計画**

**１．運営方針**

 ① 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮した支援を行う。

　　 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮しケアプランにおいて反映させていくこととする。

　　 ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように、公正中立に支援を行う。

　　 ④ 事業の実施に当たっては、各関係市町村、宍粟市地域包括支援センター、医療機関、他の居宅介護支援事業所や指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努め、さまざまな課題に対応していくことで地域包括ケアシステムの一端を担っていくこととする。

⑤ できる限り心身機能の悪化を防ぎ、一人一人の生きがいや、自己実現のための取り組みを支援して生活の質（ＱＯＬ）の向上を目指す。

 **２．目標**

 ・要支援・要介護状態となった利用者、その家族の困りごとや心配事が少しでも早く解決に

向かうように迅速・誠実な対応を心掛ける

　 ・質の高いケアマネジメントが行えるよう外部、内部の研修会に可能な限り参加する

数値目標

・介護保険請求実績数　３２件

・介護予防請求実績数　１２件

・新規居宅契約数　　　年間１２件

**３．事業内容**

　　　 ① 介護保険、在宅介護、施設介護についてのご相談

　　　 ② 要介護認定やその他の申請等の手続きの代行

③ 居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成、介護予防・日常生活支援総合事業ケアプランの作成（宍粟市より委託分）

④ 他のサービス提供事業者の提供するサービスを利用するための必要な連絡調整

　　　 ⑤ 市町村、保健医療福祉サービス機関、民間サービス事業者との連絡調整

　　　 ⑥ 給付管理業務

⑦ 居宅サービス利用時の苦情受付

⑧ サービス実施状況の把握や在宅への定期訪問

⑨ サービス担当者会議の開催

　 ・初回の居宅サービス計画作成時

　 ・居宅サービス計画書変更時

 ・要介護更新認定を受けた時

 　・要介護状態区分変更認定を受けた時

　 ・その他必要時

サービス担当者会議は、介護支援専門員が主宰者となり、要介護者やその家族、さらにケアプランに位置付けられたサービス担当者が集まり、介護支援専門員が提出したケアプランの原案について、各々の立場から意見を述べ、修正しつつ、ケアプランを作成する場である。

　**４．参加事業**

　　　　①介護保険事業所連絡会議　　　　　　　　　月１回参加

②地域ケア個別会議・自立支援サポート会議 随時

 **５．職員体制**

　　　　所長（兼務）　　　　　　　　　　　　　　　１名

　　　　管理者 ・ 介護支援専門員（兼務）　　　　　１名

　**６．研修計画**

|  |  |
| --- | --- |
| ４月 | 介護保険サービス従事者研修会 |
| ５月 | 介護保険サービス従事者研修会 |
| ６月 | しそうケアマネ会研修　 |
| ７月 | 介護保険サービス従事者研修会 |
| ８月 | 介護保険サービス従事者研修会 |
| ９月 | 介護保険サービス従事者研修会 |
| １０月 | 介護保険サービス従事者研修会 |
| １１月 | 介護保険サービス従事者研修会 |
| １２月 | 介護保険サービス従事者研修会 |
| １月 | 介護保険サービス従事者研修会、主任介護支援専門員研修 |
| ２月 | しそうケアマネ会研修 |
| ３月 | 介護保険サービス従事者研修会 |

＊その他、必要時応じて外部、内部研修への参加をする

**令和４年度 特別養護老人ホームメープルホーム事業計画**

 　　　　　　　　　**（短期入所を含む）**

**１．運営目標**

 ・サービス利用にあたり利用する者の選択と自己決定を基本とし、サービス利用者の相談に応じ、ニーズに即した選択と自己決定を支援します。

 ・求められるサービスを的確に提供するために自己研鑽により研修に励み、専門性の向上に努めます。

 ・地域社会の一員として、また専門職としての自覚をもち、保健・医療等関連分野との連携を強化し、地域福祉に努めます。また地域福祉のニーズに応えるべく、居宅における要介護者等に適切かつ迅速なサービスを提供します。

　 ・利用される皆様が「安心して生活していただける様生活環境の向上に努めます。

・利用者、家族様からの苦情・要望に対し迅速に解決できるように努めます。

 ・数値目標　：　入所稼働率９５％　、短期入所稼働率９５％（１９人/日）

**２．処遇**

 ① 食　事

 ・食生活の重要性を認識し、利用者個々の嗜好調査を行い禁止食の代替食提供や、身体状況や健康状態に配慮した食事形態の提供を行い、健康維持を心掛けると共に、美味しく楽しく食べられるような環境を提供する。

　・１年を通じ季節を感じる食事・行事食・郷土料理を提供する。

　・適宜、適温に配慮した食事を提供する。

　 ・個々の残存機能を活用した食事の摂り方と必要に応じた食事介助を行う。

　 ・誕生月外食を計画し、近隣の飲食店でお好みの食事を提供する。

 ② 入　浴

・１週間２回以上の入浴、又は健康状態に合わせて清拭を行い清潔保持に努める。

・利用者の身体状態に合わせた入浴形態を実施し、プライバシー保護に努める。

 ・入浴時には全身観察を行うとともに必要に応じて看護師によるケアの施行。

・入浴前後の健康管理に関しては看護職員と連携し安全な入浴が出来るように努める。

・入浴後は水分補給を確実に行う。

・５月の菖蒲湯と１２月の柚子湯を実施し、日本文化の季節風呂を楽しんで頂く。

　 ③ 排　泄

 ・個人の尿量、皮膚状態、排便の有無等を確認し、個別の排泄スタイルを支援する

 ・プライバシーの確保、トイレ誘導の声かけ等の接し方にも十分配慮し、排泄の際には転倒等事故防止に努める。

④ 健康管理

 ・利用者が健康で快適な生活が営めるよう、疾病の早期発見・早期対応に努め生活の自立を低下させないよう援助する。日々細やかな観察で日常とは違う変化に気付くよう努め、異常が認められた場合は配置医師および協力病院や近隣の病院に連絡し必要に応じて受診し、入院の場合は適切に処置をとる。

　　・重篤な状態や終末期には配置医師と家族が今後の方針を確認し、家族に看取りの同意を頂いた場合は、看護、介護は連携し環境整備、身体の清潔、整容に努める。

　　・体重測定は月１回に実施し、体重増減やBMIの基準値を確認し、栄養摂取等の改善を図る。

　　・健康診断は　年１回のレントゲン、心電図撮影と年２回以上の血液検査を実施。必要に応じて治療を行う。

　　・週に１回、配置医師の定期回診を行い、各々に必要な医療を提供し、健康管理を行う。

　　・必要に応じて歯科医師の往診治療と、歯科衛生士指導の下、機能維持と口腔内衛生に努める。

　　・皮膚科、眼科、泌尿器科・精神科等の専門医師の診療はその都度通院を行う。

　　・配薬は看護・介護でチェックを行い、服薬は介護職が一人ひとりの名前と薬を照らし合わせ、事故がないように与薬する。

　　・感染症対策　日常的に流水による手洗と手指消毒を行い、インフルエンザワクチン接種や該当利用者の肺炎球菌ワクチン接種で予防に努める。疥癬、ノロウイルス発症の予防に努める。

　　・食事・水分摂取量を毎日記録し健康管理を行う。コーヒーや紅茶など嗜好品を提供し、水分補給が出来るようにしている。

　　・職員の健康管理

　６月は夜勤業務従事者の健康診断と腰痛検査、１２月には全職員の健康診断を行い、必要に応じて産業医面談や医療機関受診を指導する。

　　　１０月にはメンタルチェック診断を実施し、ストレス度の高い職員は産業医の面談を受ける体制を整えている。

⑤ 環境整備

・施設内外、居室、共有場所の美化に努め、利用者個々の生活習慣に合わせた居場所を提供する。

・車椅子のタイヤ空気圧、汚れを定期的に確認し、安全かつ衛生的に使用出来るようにする。

・リネン交換を週1回以上実施し、ベッド回りの清潔保持に努める。

　 ⑥ 機能回復

 ・年４回施設外の理学療法士の指導・アドバイスの下、個別の訓練計画を作成し、機能訓練指導員、介護職員、看護職員協力しながら、機能訓練を実施し、健康維持・増進 を図るとともに関節の拘縮予防、血行障害の緩和を図り、ポジショニングや介助方法などを工夫して日常生活をより快適に過ごして頂けるように努める。

**３．防災計画**

 所轄消防署の協力を得て、訓練内容の充実や日常の啓蒙を図り、地震、火災等災害に対して安全確保に努めます。防災訓練を全職員で実施し、生命維持管理体制の充実を図ります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　実施日 | 　訓練項目 |  　　　　　　訓　　　　練　　　　内　　　　容 |
| 随時 | 防火教育 | 新任職員中心に防火知識の向上を図る。 |
| ５月 | 避難訓練 | 土砂・風水害避難誘導の習熟を図る |
| ９月　３月 | 通報訓練 | 自動通報対応訓練 |
| ９月 | 避難訓練 | 避難誘導要項の習熟を図る。 |
| ９月 | 総合訓練 | 夜間の火災発生に対し消火、通報、避難、誘導の訓練を連携して実施し必要と認める場合は消防機関への指導を要請する。 |
| ９月 ３月 | 消火訓練 | 消火器具の取り扱いを熟知し、初期消火訓練を行う。 |
| ３月 | 総合訓練 | 昼間の火災発生に対し消火、通報、避難、誘導の訓練を連携して実施し必要と認める場合は消防機関への指導を要請する。 |

 　自衛防火組織表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自衛 | 消防隊長 |  施設長 |
|  |  |
|  | 　自衛 | 消防副隊長指揮班長 |  防火管理者（介護支援専門員） |
|  |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |

 |  |  　連絡班長 | 生活相談員 |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |  　安　全　班 |  |  　避難誘導班 |  |  消　火　班 |  |  通　報　班 |  |
|  避難誘導者の応急救護を行う。 避難誘導者の確認を行う。 |  避難経路を確保し避難誘導にあたる |  消火器具を使用し初期消火及び延焼防止に努める。 | 出火場所の報知及び確認及び消防隊への情報提供を行う。ガス、電気等の安全配置。 |

**４．年間行事予定**

 　 利用者に楽しんで頂き、充実した日々が過ごせるよう利用者のニーズを把握し、綿密な計画の上で職員は計画内容を充分に把握し、事故の無いようお互いが協力し実施する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  月 |  　　行　　事　　名 |  定　例 （　サブ　） 行　事 |  そ　の　他 |
|  ４ |  お花見外出 | 誕生者外食 | 誕生会　　 |
|  ５ |  端午の節句　 | 誕生者外食 　　　　　菖蒲湯 | 誕生会　　 |
|  ６ |  春の行楽 | 誕生者外食  | 誕生会　　 |
|  ７ | 七夕会  |  | 誕生会　　 |
|  ８ |  |  | 誕生会　　 |
|  ９ | 敬老会　　 | 誕生者外食 | 誕生会　　 |
| １０ | 秋祭　　秋の行楽 | 誕生者外食 | 誕生会　　 |
| １１ |  | 誕生者外食 | 誕生会　　　 |
| １２ | クリスマス会 | ゆず湯 | 誕生会　　 |
|  １ | 新年会　初詣 | 鍋料理 | 誕生会　　　 |
|  ２ | 節分 | 誕生者外食 | 誕生会　　 |
|  ３ | ひな祭り | 鍋料理　　　誕生者外食 | 誕生会　　 |
| 日課 | ○余暇活動（塗り絵、パズル等） |
| 毎月 | ○音楽療法　　○グループわ文化部会（第１金曜日・第４月曜日） |
| 毎月 | ○体重測定　　○散髪　　　 |

　〇　おやつ・昼食作りを各階で開催（お好み焼き、カレー、パンケーキ等）

クラブ活動

 　　利用者・家族の入会意思確認をし、利用者の残存能力が生かされ、楽しい時間を過ごせるプログラムを計画し実施する。

○ 習字クラブ（１回/月）外部の講師指導の下、お手本を見ながら学ぶ。清書は該当階壁面に掲示

○ 料理クラブ（１回/月）残存機能を生かし、昼食の主・副菜を参加者で作り、出来上がった料理をその場で召し上がる

レクリエーション

　 残存機能を生かした個別レクリエーション計画を策定、ユニットに於いて個人、数名単位で実施し、３か月ごとに評価する。

**５．委員会・会議の運営**

各委員会委員は各階の取り組みを発表し、委員会の中で問題の解決、事例検討、研修を計画し

職員に周知、委員会活動が有益であるように取り組んでいく。

委員会開催日には委員が出席できる体制を整える。

①入所検討委員会 ②安全衛生委員会 ③排泄・褥瘡予防対策委員会 ④身体拘束適正化検討委員会

⑤研修・講習委員会 ⑥広報委員会 ⑦行事・レク委員会 ⑧事故予防対策委員会

⑨感染症予防対策委員会 ⑩権利擁護委員会 ⑪口腔ケア委員会 ⑫防災管理委員会

⑬運営会議 ⑭苦情処理委員会 ⑮個人情報保護会議 ⑯リーダー会議⑰主任/副主任会議

⑱医療的ケア会議 ⑲給食会議 　上記以外に階毎にフロア会議やケース会議等を実施している。

**６．日課**

 

＊起床時間、トイレ、食事、個々に合わせた対応を基本としている。

**７．実習生受け入れ**

・ 教育職員免許介護体験事業への協力。

・ 福祉体験学習（ワークキャンプ）の生徒受け入れ。

・ 実体験の場として福祉ボランティアの受入れ。

* 障害者仕事体験の受け入れ。

・ フォレスト垂水研修所の初任者研修施設見学の受け入れ。

**８．地域交流、地域貢献**

・ 地域の皆様に積極的に公開し理解、関心を深めていただき気軽に相談できる態勢を図る。

* 神戸市垂水区社会福祉法人協議会と垂水区内の法人が連携し、地域のコミュニティ活動を支援し「互助」を再生する。

総合相談を受け付け、職種の壁を乗り越えて連携を図る活動をする。

・ 個人、団体を問わず、ボランティアを受け入れ、活動を通じて施設に対する理解を得て、

ボランティアの人々と共に楽しみのある生活が送られるように支援する。

 ○ 利用相談・施設見学

 ・ 施設利用希望者に対しては細やかな相談を受ける。

・ 利用前には施設見学を奨め、利用者家族の自己選択を支援する。

・ 施設見学希望者には随時対応する。

○ ご家族との連携

 　 ・ 常に利用者様の状態や近況をご家族等にお知らせし、施設に関心度を高めて頂くとともに、面会や外出・外泊を支援します。

 ・ ご家族との連携により利用者様の精神的安定を図ります。

 ・ 広報誌の発行により施設への理解を深めていただきます。

**９．職員配置（特養、短期合算）**

　施設長 １名 、 事務課長１名、　業務課長 1名 、 事務員 １名 、 事務補助 １名 、

生活相談員 １名　　看護職員４名 、 介護職員３８名 、 管理栄養士 １名 、

機能訓練指導員1名 、介護支援専門員 １名 、 配置医師 ２名

**10．職員研修**

・高齢者虐待防止研修：DVDや事例を通じて高齢者の権利や法律等を身に付け虐待、不適切ケアを防止する。

・新任研修：先輩職員指導の下、介護技術や日常業務の流れを身につける。

福祉専従者としての視野の拡大や、専門的能力の修得の為外部の新任研修に参加する。

・措置「認定特定行為業務従事者」登録者は年１回の手技の確認研修を受講。夜勤を行う職員に対して医療的ケア研修の実施。

・職員個々のキャリアアップ計画。

・施設内外の研修参加で福祉専従者としての資質を身につけ、サービスの質の向上を図る。

・職員の職場内外での自主的な自己啓発活動を職場として認知し、経済的・時間的な援助や施設の提供を行なう。

・各委員会に合わせた施設内研修・事例検討の実施。

・看取り介護の理念を共有するとともに、必要な知識と研修の実施。

**11．胃瘻造設の予防と口腔ケア**

・可能なかぎり経口摂取が維持でき、嚥下・摂食障害の予防を図る取り組みを行う。

・疾病、肺炎予防、嚥下機能低下予防の為に口腔ケア、口腔体操に取り組む。

**12．看取り介護**

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した場合に、その後予想される身体変化を家族に説明し、家族が施設での生活を望まれた場合は、その人らしい最期が遅れるよう、整容・環境整備等に配慮し多職種連携によるケアを実施する。

**13．ユニットケアの実践**

【国が示すユニットケアの運営基準】を理解し、ケアプランと２４時間シートに基づいた個別ケアの実施。

・「介護が必要な状態になってもごく普通の暮らしを営む」ことが出来る様、入居者一人ひとりの個性と生活リズムを尊重した「個別ケア」で暮らしをサポートする。

**14．令和４年度の取り組み**

「職員がコミュニケーションを密にとり、安心、安全、安楽で笑顔あふれる環境をつくり利用者様に一層寄り添う介護を進めます」

**15．ひょうごケアアシスタント推進事業の活用**

兵庫県が実施しているケアアシスタント推進事業に地域住民が介護業務の補助として施設で　3ヶ月の体験を実施し、その後は施設職員として介護の補助的業務を行う。今年度は2名を募集予定。

**※新型コロナウイルス等により行事等変更の可能性がある。**

**令和４年度デイサービスセンターメープルホーム事業計画**

**１．基本方針**

 可能な限り、居宅において自立した生活ができるよう、また、介護予防の観点から入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活の支援を行い、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減をはかる。又、地域社会、医療・福祉諸機関との連絡を密にし、利用者によりよいサービスが提供できるように努める。

**２．目標**

　・住み慣れた家庭や地域で安心した生活が出来るよう支援します。

　・家族、地域との交流を大切にするとともに、地域貢献に努めます。

　・笑顔があふれ、温かみのある空間が提供出来るよう心がけます。

**３．サービス内容**

 送迎サービス、給食サービス、口腔ケア、入浴サービス、排泄介助、健康チェック、生活指導、　　　　個別機能訓練、日常動作訓練、レクリエーション　外出行事

**４．営業日**

 月曜日～金曜日（土・日曜日・年末年始・祝祭日は休園）

**５．営業時間**

 午前９時～午後５時まで

**６．利用人数**

 定員１8名

　・平均利用者数：１５人/日を目指す。

**７．日課**

 　　 ８：３０ 朝礼（伝達事項・介護内容の確認）

 　 ８：３５ 迎えの送迎車出発、利用者受け入れ準備

 　 ９：２０ 送迎車到着

 　 水分補給（配茶）

おやつ

健康チェック（体温・血圧・体重測定、体調確認）

 排泄誘導

 　 １０：００ レクリエーション（作業療法、脳力トレーニング、季節行事）

　　　　　　　　　 歩行訓練

 　　　　　 　 　 入浴、 排泄誘導

１１：４５　　口腔機能改善体操

１２：００ 昼食（配膳・下膳・食事介助・投薬）、休養

１３：３０　　ラジオ体操　機能訓練体操

１３：４５ レクリエーション

１５：００ おやつ、排泄誘導、連絡帳記入

１５：１５ 余暇活動

１６：００ 送り第1便の送迎車出発、清掃

１７：００　　送り第2便の送迎車出発、清掃

１７：３０ 業務終了、戸締まり

**８．行事・レクリエーション等**

4月　　お花見

5月　 トントン相撲大会

 　　 6月 茶話会

 　　 7月 七夕

 　　 8月 夏まつり

 　　 9月 敬老会

 　　 10月 運動会

 　　 11月 茶話会もしくは外出

 　　 12月 クリスマス会

 　　 1月 お正月

 　　 2月 節分 バレンタイン

 　　 3月 茶話会

**９．防災計画**

 　火災発生防止に万全を期し、施設と共に定期的に避難訓練を実施する。

**10．職員配置**

 　 事業所長（管理者）１名・看護職員１（１）名・生活相談員１名・機能訓練指導員（１）名

　介護職員３名

**11．職員研修**

職員の資質向上を図り、老人介護への理解を深めるため、園外及び園内研修に積極的に参加する。